

相馬市議会議会基本条例検証結果の公表について

令和 5 年 8 月 7 日

平成 27 年 7 月に制定した議会基本条例は、おおむね 2 年ごとに条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を公表するものと条例第 24 条に定められています。

相馬市議会では議会基本条例第 24 条に基づき、各会派の意見を確認しながら、各条文の達成状況や条文改正の必要性の検証などを行ってきました。

令和 5 年 8 月 7 日に開催された議会運営委員会において検証が完了いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 議会運営委員会における検証経過

	日時	内容
1	令和 5 年 3 月 15 日	検証方法について
2	令和 5 年 4 月 25 日	令和 3 年と同様の方法により検証することを決定
3	令和 5 年 5 月 1 日	条文検証シートの内容を確認
4	令和 5 年 5 月 25 日	各会派における条文検証シートの評価を確認
5	令和 5 年 6 月 15 日	検証結果の公表方法について確認、決定 条文改正の必要があるかどうかを協議
6	令和 5 年 7 月 25 日	条文改正の必要があるかどうかを協議 検証結果の取りまとめ
7	令和 5 年 8 月 7 日	条文改正の必要がないことを確認 検証結果の取りまとめ

2. 条文の達成状況の評価について

共通のチェックシートを用い、24 条からなる議会基本条例の条文が達成できているか各会派において達成状況の評価を行った。

評価の内訳は以下のとおりである。

評価内容	項目数
A：達成している	27
B：概ね達成している	54
C：達成できていない	10
—：評価対象外	5

3. 各会派において達成していると評価した条文

各会派による検証において、4会派において概ね達成していると評価した条文及び、評価に係る意見は以下のとおりである。

第4条 会派

意見：各会派まとまって活動を行い、その都度意見交換し意思決定をしており、その責任を果たしていると考えられる。

第4条

議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明するよう努めるものとする。

第9条 議会と市長等との関係

意見：緊張関係を保ちながら良い関係であると考えられる。

第9条

議会は、公平な審議を確保するため、市長等との適切な緊張関係を保持しなければならない。

2 会議における議員と市長等は、論点及び争点を明確にしなければならない。

3 市長等は、本会議又は委員会に出席した場合において議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員長の許可を得て、当該議員に対し、答弁に必要な範囲内で問うことができる。

第19条 議会広報の充実

意見：ホームページ、議会だより、youtube等の媒体を活用し、充実した議会情報の発信を行っている。

第19条

議会は、広報紙、ホームページ等の広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制の整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

4. 各会派において達成できていないと評価した条文

各会派による検証において、4会派において概ね達成できていないと評価した条文及び、評価に係る意見は以下のとおりである。

第14条 委員会の適切な運用

意見：質疑が少なく、各議員が多方面からの質疑を心掛けるべきである。

委員会会議録の公開を検討すべきではないか。

第14条

議会は、市政の諸課題を適正に判断し、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性と特性を活かした適切な運用に努めなければならない。

2 議会は、委員会の運用に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用するよう努めるものとする。

3 議会は、委員会における審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行い、積極的に公開するよう努めるものとする。

第20条 専門的知見の活用

意見：活動範囲が限られているので充分とは言えず、今後重視して取り組むべきである。

専門的な知見の活用は充分とは言えず、活用を積極的に検討すべきである。

第20条

議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第百条の二の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。

各会派における議会基本条例検証結果

	条文	新政会	にじ	そうま市民の会	新時代そうま
1 条	目的	—	A	—	A
2 条	議会の運営原則	A	B	C	A
3 条	議員の活動原則	B	B	C	A
4 条	会 派	A	A	B	A
5 条	議長の責務及び役割	A	B	—	B
6 条	危機管理	B	B	—	A
7 条	議会の透明性の確保及び 説明責任並びに市民参加	B	B	C	A
8 条	議会報告会	B	B	B	A
9 条	議会と市長等との関係	A	B	B	A
1 0 条	適正な議会費の確立	B	B	B	A
1 1 条	基本構想及び基本計画	B	B	—	A
1 2 条	市長による政策形成過程 の説明	B	B	B	A
1 3 条	予算及び決算における説 明	B	B	B	A
1 4 条	委員会の適切な運用	B	B	C	C
1 5 条	政務活動費の執行及び公 表	A	B	C	A
1 6 条	議員研修の充実強化	B	B	B	A
1 7 条	議会事務局の体制の整備	B	B	B	B
1 8 条	議会図書室の充実	B	B	B	A
1 9 条	議会広報の充実	A	A	B	A
2 0 条	専門的知見の活用	C	B	C	B
2 1 条	議員の政治倫理	B	B	B	A
2 2 条	議員の定数	C	B	B	B
2 3 条	議員報酬	C	B	B	B
2 4 条	条例の検証及び見直しの 手続	B	B	B	A

A：達成している B：概ね達成している C：達成できていない

※ 『—』は検証対象外と評価したもの。